

## 海外財産の相続

### —海外預金の取戻し方法—

頼りにしていた家族が亡くなった、せめて残してくれた海外財産を相続したい。依頼者のその思いに応えるべく、海外預金を取り戻す手続きを代行することになった。だが、米国銀行での手続きは予想以上に困難であった。

#### 事案の概要

依頼者の夫は米国赴任中、現地銀行に口座を開設しており、その後日本に帰国したが、銀行口座はそのままにしており、相当の金額の残高があった。その後夫が亡くなり、預金等は妻である依頼者が相続することになった。

そこで、現地法人の夫の同僚から米国銀行へ問い合わせてもらったが、預金の払い戻しは非常に困難だということが判明した。依頼者が日本から米国に手続きに行くことは、渡航費・米国弁護士費用等の必要経費を考えあわせると、ためらわれた。

依頼者は当所に委任し、当所が米国弁護士の選任を行うことになった。

複数の米国弁護士にコンタクトし、そのうちの1名を選任した。米国弁護士の経験では、当該米国銀行は、手続きに数か月も時間を要する、担当者の連絡先が見つからない、電話番号すら掲載されていない、従って当所が米国銀行にコンタクトしようとしても難しい、そこで米国弁護士のパラリーガルが米国銀行に出向いて担当者を確認する必要がある、とのことであった。しかし、米国弁護士とパラリーガルの費用は、タイムチャージであったため、手続き全てを委任すると、総額がいくらまで膨らむか予想がつかず、下手をすると赤字になってしまう危険性があった。米国弁護士に事情を説明し、フラットフィーでの遂行を要望したが、断られ、費用を節約したいのであれば Affidavit (宣誓供述書)のドラフトだけ米国弁護士が行い、あとは自分でやってもらうほかないとの返答が来た。依頼者に説明をしたところ、米国弁護士の費用が高額になろうとも預金の払い戻しを完遂するか、これ以上の手続きを取り止めて預金を放棄するか、の二択ということかと尋ねられた。

いずれの選択も、依頼者にとっては本意ではない。そこで、米国弁護士への委任はあきらめ、当所が米国銀行の現地支店と直接交渉を行うことにした。必要な書類を揃えるため、市役所で戸籍謄本等を取得し、病院で発行してもらった死亡診断書もあわせて公証役場で認証をした後、外務省でアポス



ティーク（日本の官公署、自治体等が発行する公文書に対する外務省の証明）を取得するという手続きが必要となった。米国で提出する書類のため、英訳の作成と認証も必要であった。

取得したアポストティーク付の書類一式を米国銀行に送った。ところが、「手続きにはこれこれの書類が必要なので送ってください。」との返事が来た。既に送付した書類のどこに問題があるのかもわからず、様式があれば送ってほしいとの要望にも回答はなく、先方からはただ「手続きにはこれこれの書類が必要なので送ってください。」とのメッセージが繰り返されるだけであった。やむをえず、書類の認証・アポストティークのとり直しを行った。米国銀行とのやりとりは、約10回に及んだ。

時間がかかった要因には、通信方法の不便さもあった。最初は電話をしたが、各部署をたらい回しにされ、担当者までたどり着かなかった。やむをえず FAX で連絡することにした。より早く確実な通信方法として、メールで連絡してほしいと伝えたにもかかわらず、メールどころか FAX の返信も返ってこない。FAX が届いていないのかと何度か催促したところへ、やっと返ってきた返信は、郵便であった。その後も、当所からは FAX、米国銀行からは郵便というやりとりが繰り返された。

結局、依頼者への払い戻しが承諾されたのは、当所が受任してから9か月後であった。しかし、指定した口座への振り込みができず、小切手を郵送すると言われ、郵送先を連絡したものの、今度は小切手がなかなか届かない。依頼者が小切手を受領したのは払い戻し承諾の6か月後で、預金の払い戻しには1年以上かかったことになる。

## Practical tips

### 1 生前のプランニング

本件のように、外国銀行に預金を有する被相続人が、何も手続きを行わず亡くなったような場合、相続人が手続きを行うことは容易ではないケースもある。例えばカリフォルニア州では、遺産の額によってはプロベイト（裁判所が主宰する相続手続）が必要となり、時間と費用がかかる。本件では、プロベイトは不要であったが、それでも時間がかかった。このような煩雑な手続きを避けるためには、外国銀行に預金を有する者の生前のプランニングとして、日本への帰国前に口座を解約することが考えられる。しかし、電気代等帰国後に請求される債務の支払いや、家賃のデポジットの返還を受けるために、口座を残さざるを得ないことも多い。そこで、口座を残しておく場合、必要最低額だけ残し、残りを日本に送金する等の措置を講じておくことが現実的な対処策として挙げられるだろう。

### 2 相続開始後の手続き

上記措置を講じることなく被相続人が亡くなり、外国銀行に預金が残った場合、相続開始後の手続きにおいて払い戻しを受けるためには、日本の銀行に預金が残った場合とは異なる様々な必要書類を用意しなければならない。市役所・公証役場・外務省への手続き方法の問い合わせ、必要書類の取得・認証、外務省でのアポストティークの取得など、かなり煩雑である。外国弁護士に依頼することが望ましいが、費用がかかる。外国弁護士に依頼しない場合、本件のように日本国内から外国銀行と直接やりとりをすることになるが、外国銀行によっては、通信方法の不便さ、レスポンスの悪さ、欲しい答



えが返ってこない、などの困難に直面する。手続きが遅々として進まず、予想外の時間を要することを覚悟し、心折れないように努める必要がある。本件では、手続きの途中で、依頼者から、「手続きの煩雑さと精神的負担を思うと、最初から預金を放棄しておいた方がよかったのかと少々落ち込んでおります。」とのメールが来た。これに対し、「亡くなったご主人の大切な預金ですので、放棄するのは極めて悲しいことと思います。」との励ましの言葉をかけた。この言葉に励まされたとおっしゃる依頼者の思いに応えようとし、なんとか海外預金を取り戻すことができた。本件終了後、依頼者から、「主人の『唯一の心残り』であった本件が無事解決することができたので、やっと成仏してくれたものと思います。」との言葉を頂けたことは、弁護士冥利に尽きる思いであった。

## 執筆者紹介



弁護士・NY州弁護士

阿部 隆徳



## ABE & PARTNERS

阿部国際総合法律事務所

TEL 06-6949-1496  
FAX 06-6949-1487  
MAIL [abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com)



[www.abe-law.com](http://www.abe-law.com)

〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル

本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com) までご連絡下さいようお願い申し上げます。